



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 オーベクス株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 栗原 則義  
(コード番号 3583 東証 第二部)  
問合せ先 取締役管理部長 野北 明臣  
(TEL : 03 - 6701 - 3200)

## 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 28 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、改定箇所は下線で示しております。

記

### 内部統制システム構築の基本方針

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすための行動基準となる「オーベクスグループ行動規範」ならびに「コンプライアンス・マニュアル」の周知徹底を図り、コンプライアンス体制の構築、維持、改善にあたります。

取締役および使用人の行為に法令、定款、社内規程等に違反する行為がある場合、またはそのおそれがある場合、その旨を会社に通報する「公益通報者保護規程」の運用により適切に対応します。

反社会的勢力および団体に対しては、「オーベクスグループ行動規範」に従い、当社業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録、決裁書等取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令および「文書管理規程」ならびに「情報セキュリティ管理規程」に基づき保存、管理を行い、必要に応じて保存、管理の状況の検証ならびに規程の見直しを行います。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会のほかに内部統制委員会を開催し、経営上の問題、営業上の問題、海外の事業上の問題等の諸問題を全社的な視点による検討、評価を行い、「リスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループが直面する可能性のあるリスクについて有効な対策を実行できるリスク管理体制の構築、運用を行います。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定例取締役会を開催するほか適宜、臨時に取締役会を開催し、重要事項について審議、決定を行います。

経営方針に則り策定する中期経営計画ならびに年度計画について、業績管理を行います。

通常の業務執行については、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に基づく権限の委譲を行い、それぞれのポジションにおける責任者が意思決定のルールに従い、業務を執行します。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ企業全体の財務報告の信頼性を確保するため、必要な体制の整備を行い、内部統制の運用、評価を行います。

国内外の当社グループ企業の事業遂行については、内部統制を有効に機能させるために定めた「子会社管理規程」に基づき、事前協議の上承認または報告をもとめるものとし、子会社の適切な経営管理を行います。

当社は、各子会社の業務フローおよび決裁プロセスに関して、法人としての独立性を維持した上で、取締役および監査役を派遣する等により日常的に実地監査を行い、また当社の内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施します。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助するための使用人を置く場合、その任命、異動等の人事に関する事項については、監査役会と事前協議をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人は、法令、定款、社内規程等に違反する行為が有る場合、または当社グループ企業に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告します。

当社グループの取締役および使用人は、当社の監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告または情報の提供を行います。

当社グループの取締役および使用人が上記各項に係る報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止します。

#### (8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、会社に対処すべき課題等について監査役と意見交換を行い、監査が実効的に行われるように努めます。

取締役は、監査役が取締役会ほか重要な会議に出席し意見を述べた場合には、これを真摯に聞き監査役の実効的に行われるように努めます。

取締役または使用人は、月次の業績および財務の状況等に関して定期的に監査役に報告し、議事録、決裁書その他業務執行に関する重要な文書等については、常勤監査役への回付および閲覧を要するものと

し、監査役からの要請があるときは、十分に説明します。

監査役が職務を執行する上で生じる費用について、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用または債務を処理します。

以 上